

北本市子どもの権利に関する行動計画策定事業の概要

1 事業名称

北本市子どもの権利に関する行動計画策定事業

2 目的

北本市子どもの権利に関する行動計画は、北本市子どもの権利に関する条例（令和4年条例第8号）第35条第1項の規定に基づき、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する。

3 策定期間

令和4年度から令和5年度までの2年間

4 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

5 策定体制

(1) 事務局

福祉部子育て支援課

(2) 計画の策定業務の推進

北本市子どもの権利に関する行動計画策定会議【庁内会議】

(3) 審議

北本市子どもの権利委員会

(4) 各調査票及び計画書の作成補助等

委託先業者（株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所）

6 スケジュール（案）

資料5-2「北本市子どもの権利に関する行動計画策定事業スケジュール」のとおり